

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 静岡県

農業委員会名： 静岡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	6,906
自給的農家数	3,228
販売農家数	3,678
主業農家数	1,028
準主業農家数	804
副業的農家数	1,846

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,725
女性	3,257
40代以下	641

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	584
基本構想水準到達者	583
認定新規就農者	18
農業参入法人	38
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	536	4,180				4,710
経営耕地面積	496	2,739	475	2,264		3,235
遊休農地面積	13	18	13	5		31
農地台帳面積	809	9,010				9,819

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和4年3月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	20	20
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	37	37	37

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積 4,710ha	これまでの集積面積 1,581.3ha	集積率 33.60%
課 題	高齢化による認定農業者の減少や、経営規模縮小による集積面積の減少を食い止めるために、担い手の確保を行うことが急務である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1,585.0ha (うち新規集積面積 3.8ha)
	目標設定の考え方:認定農業者及び認定新規就農者の育成目標によるもの
活動計画	担い手の掘り起こしを実施するほか、地域受入連絡会と協力し新規就農者の確保に努める。また、農地中間管理機構の活用を促し、農地の利用集積、集約化を推進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	12経営体	11経営体	3経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	5.3ha	5.48ha	4.27ha
課 題	本市農業の魅力を伝えるための情報発信の強化と、関係機関等と連携し、地域受入連絡会を通じた支援が必要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	8経営体	参入目標面積	12ha
活動計画	本市農業の魅力を伝えるための情報発信を強化するほか、関係機関等と連携し、引き続き地域受入連絡会を通じた研修事業を支援していく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
		4,741ha	31ha
課 題	遊休農地は、社会構造の変化等による農産物価格の低迷のほか、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化など、農業生産性とも深く関係しており、総合的・体系的な対策が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 12ha		
		目標設定の考え方:「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき設定		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		150	8月～9月	10月～11月
		調査方法	農業委員、農地利用最適化推進委員及び補助員が、担当区域ごとに調査を実施する。 調査で遊休農地を確認後、所有者に対して意向調査を実施し、結果をJA、農地中間管理機構等に情報提供する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	1月～2月	
その他	遊休農地の非農地判断の継続実施			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
		4,710ha
課 題	違反転用農地の約9割が農用地区内農地のため、農業地域整備計画担当と調整を図りながら、継続的に是正指導していく必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	6月～ 違反転用箇所の実態調査 8月 調査結果に基づく内容検討 9月～ 事情聴取、是正指導、啓発活動
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入